

都川水の里公園作業体験棟管理要綱

制定 平成22年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）及び同条例施行規則（昭和34年千葉市規則第4号）に定めるもののほか、都川水の里公園作業体験棟（以下、体験棟という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用日及び供用時間)

第2条 体験棟の供用日は、1月4日から12月28日までとする。

2 体験棟の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

(使用の制限等)

第3条 市長は、次の各号の一に該当するときは、体験棟の使用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 公の秩序を乱し、善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 体験棟の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他体験棟の管理上支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第4条 体験棟の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 展示物をき損又は汚損しないこと。

(2) 備品（別紙参照）を無断で持ち出さないこと。

(3) 火気を使用し、又は喫煙しないこと。

(4) その他体験棟の管理に関し支障のある行為をしないこと。

(体験棟の使用申請)

第5条 体験棟を使用しようとする者は、「都川水の里公園作業体験棟使用申請書」（様式第1号。以下、使用申請書という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下、使用日という。）の3か月前から使用日の1週間前までの間において行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(体験棟の使用申請書の受理)

第6条 市長は、前項の規定による使用申請書の提出があった場合、これを審査し、適当と認めたときは、使用申請書を受理するものとする。

2 市長は、前項の規定により使用申請書を受理したときは、「都川水の里公園作業体験棟使用申請受理証」（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。